

芸西村教育情報セキュリティポリシー策定支援業務 仕様書

1 業務の目的

教員が利用する校務用コンピュータの整備及び校務支援システムの導入等、ますます学校における教育の情報化が進んでいるが、その一方で、学校現場における情報漏えいなど、情報セキュリティ対策が徹底されていないことを要因とする事故発生の恐れもある。

その為、学校が保有する情報資産の取り扱い方法を定め、教員がその取扱いを確実に遵守できるようにするため、学校において情報セキュリティポリシーの策定とその適切な運用が重要となる。

本業務は、平成29年10月18日文科科学省策定の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令和4年3月一部改訂）を基本に、教育情報セキュリティポリシー対策基準及び実施手順の作成支援及び職員研修を実施するものである。

2 委託期間

契約締結日翌日から令和5年3月18日まで

3 実施要件

- (1) 教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（文科科学省 令和4年3月版）に準拠していること。
- (2) 芸西村情報セキュリティポリシー基本方針、対策基準、実施手順（芸西村 平成29年4月10日改定）に準拠していること。
- (3) 芸西村教育委員会、村内小学校、中学校が所管する情報資産について現状とギャップの調査を行い、調査内容に基づくリスク分析等を行うこと。

4 業務の内容

(1) 現状把握

現状の村セキュリティポリシー、教育情報セキュリティポリシーに関する基本方針・対策基準等の策定状況、対策内容、監査結果等について文書及びインタビューにより点検する。

(2) 学校聞き取り調査

教育情報セキュリティポリシー策定のための情報収集を行うため、各学校にて聞き取り調査を行う。聞き取りを行う対象や手法については、事務局と調整の上、検討する。

(3)教育情報セキュリティポリシーの策定

事務局打ち合わせや学校聞き取り調査の結果を踏まえて、教育情報セキュリティポリシーの策定を行う。策定にあたっては平成29年10月18日文科科学省策定の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令和4年3月一部改訂）等を基本とし、対策基準と共通実施手順を作成する。

(4)教育情報セキュリティポリシーの周知

職員が教育情報セキュリティポリシーに従い、情報資産の安全管理及び取扱い等についての実効性を確実にするため、職員に対する教育情報セキュリティポリシーの周知、セキュリティ意識の向上を目的とした研修を実施する。

- ・教育情報セキュリティポリシー研修 1日午前・午後実施想定（約2時間×2コマ）

5 成果品

下記電子データ一式

- (1) 教育情報セキュリティ対策基準 簡易製本1部
- (2) 教育情報セキュリティ実施手順 簡易製本1部
- (3) 職員研修資料 簡易製本1部

6 その他

- (1) 仕様書に定めのない事項や疑義が生じた事項については、本村と本業務の受託者は必要に応じ協議して定めるものとする。
- (2) 本業務の策定においては、高知県教育情報通信ネットワークシステム（教育ネット）の状況を把握していること。
- (3) 受託者は、委託者の情報資産の安全性を確保するものとする。特に、本業務においては、企業としてのセキュリティ管理システムが十分に確立されていることを証明しなければならないものとする。具体的には、企業としての個人情報保護等に関する公的資格であるJISQ15001（プライバシーマーク取得）に審査登録をしており、複数回以上更新していることとし、作業着手前にそれを証明する書類（認定証の写し）等を事務局に提出するものとする。